

はじめに

1 計画改訂の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、令和5年6月には、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、基本法が改正され、翌7月には国土強靱化基本計画が改訂されました。

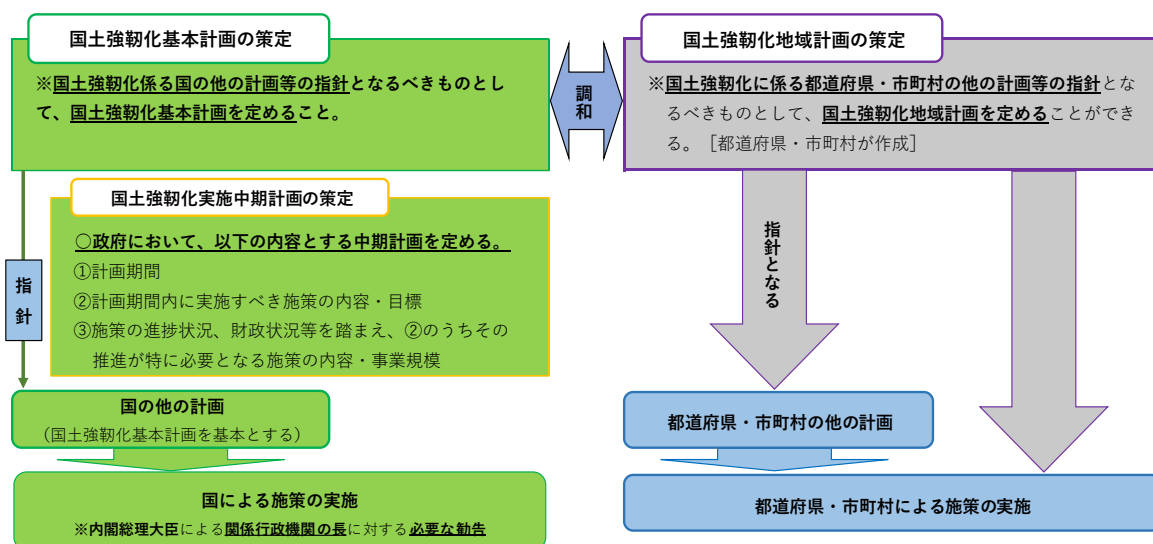
本町では、令和2年7月に基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても、機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域の構築に向けた「国富町強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定し、これまで強靱化に関する事業推進に取り組んできました。

この度、令和7年3月に計画期間の終期を迎えることに加えて、国の基本法改正(令和5年7月)、「第6次国富町総合計画」(令和4年3月)を踏まえて、「自然と共生する安全・安心なまち」を目指すため、「本計画」を改訂することとする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものである。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画期間

本計画の期間は、2025年(令和7年度)から2029年(令和11年度)とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行う。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

第1章 国富町の地域特性

1 本町の位置と地勢等

【位置・自然・気象】

本町は、宮崎市から北西約 16 kmに位置する豊かな緑に包まれた田園都市である。

地形は、東西 22 km、南北 18.8kmで、北西部に国有林が約3割を占め、北西から南東に向かって本庄、飯盛、高田原、川上、薩摩原、六野原の台地が展開しそれらの台地を縫って、本庄川、深年川、後川、三名川、北俣川などの河川が流れている。

本庄台地は、町の中心市街地を形成し、その他の台地は畑作を中心とする農業地帯となっており、河川の流域は水田地帯が開けている。

植生は、人工林化が進み、丘陵地の山腹や斜面は杉・ヒノキの植林に利用されているが、八代地区には県下有数の孟宗竹林も広く分布している。

気象は、日向灘を北流する黒潮の影響を受け、温暖多雨で年間を通じてほとんど降雪を見ることなく、年間平均気温は 17 度から 18 度となっており、年間を通して日照時間や降水量も全国的に高い数値となっている。

○国富町の位置	東経 131 度 19 分
	北緯 31 度 59 分
○標高	48.9m
○国富町の面積	130.63 km ²

【町の位置図】



○気象概況（宮崎地方気象台調べ）

年次	気温（℃）					平均湿度 （％）	降水量（mm）		日照時間 （時間）
	平均	最高		最低			年間量	日最大量	
		日平均	極	平均	極				
平成26年	17.4	22.0	37.3	13.3	-1.7	76	2,731.5	200.0	2,072.0
平成27年	17.7	22.2	36.1	13.8	-1.7	77	3,193.0	124.5	1,966.5
平成28年	18.6	22.9	34.6	14.7	-3.5	77	2,951.5	222.0	2,051.4
平成29年	17.6	22.3	36.7	13.5	-3.3	74	2,721.5	268.0	2,224.0
平成30年	17.8	22.3	34.9	13.9	-3.1	77	3,167.5	215.5	2,191.9
令和 1年	18.4	22.8	35.4	14.5	0.0	77	3,045.5	271.0	2,045.0
令和 2年	18.3	22.9	37.2	14.1	-1.7	76	2,279.5	177.5	2,208.0
令和 3年	18.2	22.8	35.3	14.0	-3.8	76	3,126.0	287.0	2,145.7
令和 4年	18.2	22.7	36.1	14.3	-1.1	76	2,865.0	200.5	2,106.8
令和 5年	18.4	23.1	35.9	14.2	-3.1	76	3,002.5	223.5	2,213.4
平 均	18.1	22.6	—	14.0	—	76	2,908.4	—	2,122.5

資料：宮崎地方気象台

2 人口動態等

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和 25 年国勢調査の 24,608 人をピークに減少の一途をたどっていたが、昭和 45 年の 19,037 人を境に減少に歯止めがかかり、平成 12 年まで増加するものの再び減少に転じ、令和 2 年国勢調査では、18,398 人となっている。

これは、人口構造の高齢化や出生者数の減少、更には若い世代の町外への流出などが主要要因と考えられる。

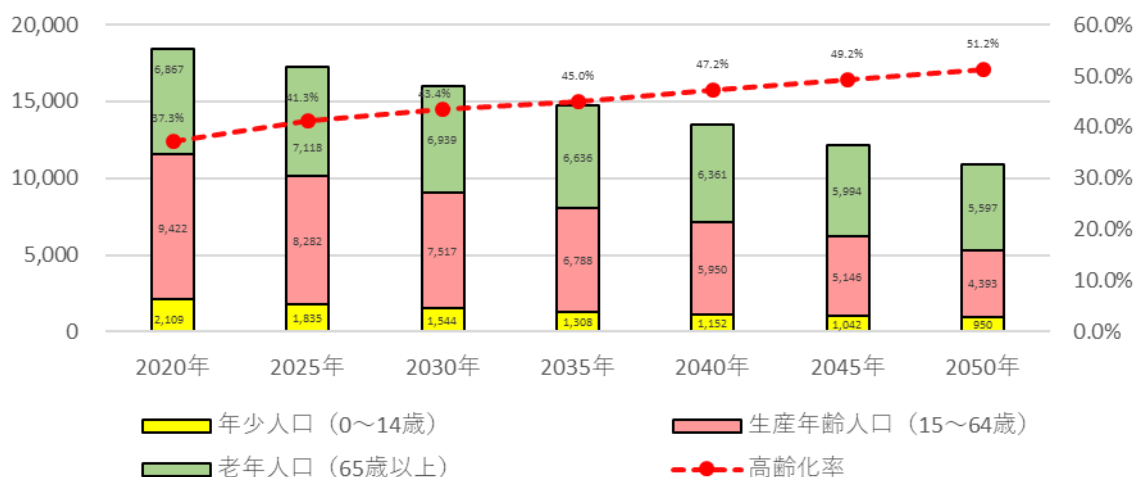
人口増加の推移では、増加を示した時期もあったが、平成7年からは人口増加が鈍化し、平成 12 年から減少に転じ、特に平成17年以降は、減少幅が大きくなる傾向になっている。

世帯数は、これまで一貫して伸びてきており、一世帯あたりの人口は昭和 25 年で 5.17 人であったのが、令和 2 年には 2.08 人まで減少しており、核家族化の進行やひとり暮らし世帯が増加している状況にあると言える。

こうした中、国富町創生総合戦略の将来推計人口を見ると、平成 30 年が 18,859 人に対し、令和 42 年には、8,815 人にまで減少すると見込まれており、45 年間で 53.3%もの人口が減少すると推計されている。

●国富町の人口推移と将来人口の推計(2020年～2050年:国立社会保障・人口問題研究所)

国富町の将来人口推計（年齢区分別・高齢化率）



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～14歳	2,109	1,835	1,544	1,308	1,152	1,042	950
15～64歳	9,422	8,282	7,517	6,788	5,950	5,146	4,393
65歳以上	6,867	7,118	6,939	6,636	6,361	5,994	5,597
総 数	18,398	17,235	16,000	14,732	13,463	12,182	10,940
高齢化率	37.3%	41.3%	43.4%	45.0%	47.2%	49.2%	51.2%

(2) 産業構造

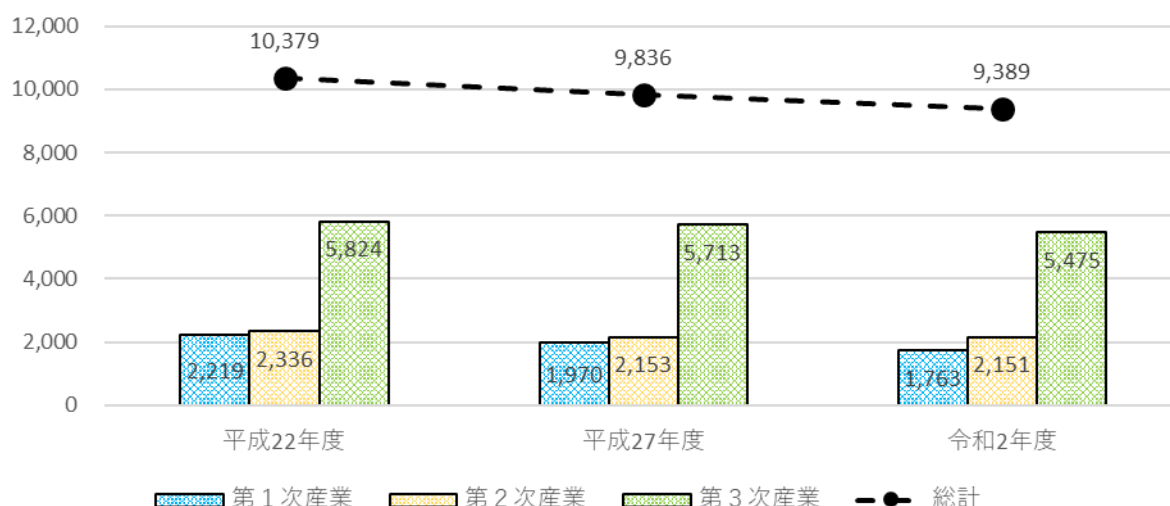
令和2年度国勢調査による国富町の産業分類別就業者数を見ると、第1次産業が1,763人(構成比:18.8%)、第2次産業が2,151人(構成比:22.9%)、第3次産業が5,475人(構成比:58.3%)となっており、いずれも年々減少傾向にあり、企業数も卸売業・小売業や建設業を中心に減少している。

基幹産業である農業は、米、野菜、工芸農作物といった耕種、畜産、加工農産物が中心で、近年農業従事者、生産額ともに多少減少しているが、畜産業の好調と、農家の高齢化が進む中において、若者の農業従事者を中心とした農業法人化が進みつつある。

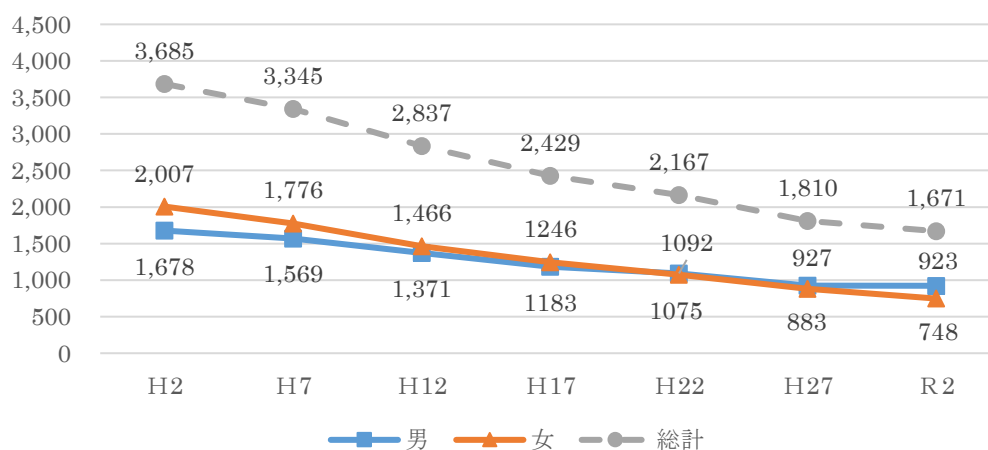
一方、製造業では、昭和45年以来、県・町による地道な企業誘致政策により、現在では再生エネルギー、自動車用精密部品などをはじめとする各種製品製造会社が18社操業しており、安定した雇用の場となっている。

また、令和元年10月に国富スマートインターチェンジが完成し、町外へ向けた販路拡大や物流の活性化等広域的に展開している。

●国富町の産業分類別就業者数 《資料データ:国勢調査》



●国富町の農業就業人口(男女別) 《資料データ:農林業センサス》



3 過去の災害と想定される災害

(1)本町の過去の災害

過去の地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心とした周期に発生する地震をはじめ各所で地震が発生しているが、本町では地震による大きな被害の記録は残されていない。

その一方、本庄川、深年川流域では台風や豪雨により河川沿いの低地で浸水被害が発生しており、平成 17 年の台風第 14 号、平成 19 年の台風第 4 号や令和 4 年台風第 14 号では、大規模な氾濫が発生し、甚大な被害となった。

(2)本町に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

本町はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去 10 数年から数 10 年間隔で発生する地震活動が活発な地域に含まれている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 7.6 前後の地震が 10% 程度、マグニチュード 7.1 前後の地震が 70～80% の確率で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

②風水害

台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が 50mm を上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、町内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念される。

(ア)河川洪水

本町には、東西に長く伸びる本庄川が流れており、上流部には綾北・綾南ダムが建設されており、これらダムの洪水調整により住家が浸水するような被害はほとんど発生していなかったが、平成 17 年の台風第 14 号による大水害では、大淀川などで既往最大となる洪水が発生し、本町に甚大な被害をもたらした。

その後、河川改修工事や排水機場が整備されたが、近年、気候変動の影響で頻発化・激甚化している自然災害によりさらなる被害が想定される。

(イ)土砂災害

本町は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くあることから、降雨期や台風により毎年のように小規模ではあるが土砂災害が発生し、時には大きな被害が発生することも懸念される。

過去の大きな災害としては、長期間豪雨が続いた場合、深層崩壊などにより集落を飲み込むような大規模災害が発生することがあった。

③大規模火災

本町には大火の記録は残されていないが、平成 28 年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災の例は、対岸の火事などではなく、本町でも気象条件や出火場所によっては、大規模火災の発生が十分考えられる。

また、本町は総面積の約 59.6%が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなることが想定される。

④その他の災害

(ア)林野火災

本町の森林面積は 77.82k m²で、そのうち国有林野は 43.36 k m²、民有林野は 34.46 k m²となっており、町総面積 130.63 k m²の約 6 割を占めている。

これらは、森林資源あるいは国土保全、水資源のかん養などの公益的機能のほか、地球温暖化に繋がる二酸化炭素を吸収・固定するなどの多様な機能を有している。

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動も困難となることも想定され、貴重な森林資源をいたずらに焼失してしまうことにも繋がりがかねない。

また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等により人命・財産にも甚大な被害を及ぼす可能性がある。

このため、国富町では、林野火災による被害拡大を防止するため、林野火災予防計画を策定し、関係機関と連携を図っている。(国富町地域防災計画:令和7年 3 月改訂)

(イ)原子力災害

宮崎県内には、原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業者はなく、最も近い鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所についても、町境まで直線距離で約 105km の距離がある。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放出された放射能物質の影響や非難を要する区域が極めて広範囲に及んだことから、宮崎県は平成 26 年 3 月に宮崎県地域防災計画原子力災害対策を新設しており、本町でも、万が一の事故発生を想定し、被害の軽減及び防止拡大のため、国並びに県の対策計画の趣旨を踏まえ、予防対策、応急対策及び復旧対策について、地域防災計画の中に対応策を設定している。(国富町地域防災計画:令和7年 3 月改訂)

4 対象とする自然災害

本計画においては、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」や近年の温暖化等に起因する大型化・強力化する「台風による風水害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ巨大地震」などの大規模自然災害を想定する。

(1) 風水害

本町では、毎年、梅雨の長雨や夏秋に来襲する台風による暴風、豪雨により大きな被害を被っている。このため、住民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある風水害について、本町の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後地域に発生することを想定している。

＜被害想定＞

【出典：国富町地域防災計画】

	特 徴	項 目	過去の事例
(ア)	風の強い代表的な台風 (台風13号)	来襲年月日	平成5年(1993年)9月2日
		最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東(宮崎地方気象台)
		総降雨量	404.0mm(えびの)
		死傷者	145名
		家屋全半壊流出	385戸
		一部損壊	33,444戸

	特 徴	項 目	過去の事例
(イ)	降雨量の多い代表的な台風 (台風12号)	来襲年月日	昭和29年(1954年)9月13日
		最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東(宮崎地方気象台)
		総降雨量	1,265.6mm(渡川)
		死傷者	129名
		家屋全半壊流出	2,430戸

	特 徴	項 目	過去の事例
(ウ)	風が強く被害の大きかった代表的な台風 (枕崎台風)	来襲年月日	昭和20年(1945年)9月17日
		最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東(宮崎地方気象台)
		総降雨量	550.4mm(神門)
		死傷者	565名
		家屋全半壊流出	33,944戸

	特 徴	項 目	過去の事例
(エ)	近年における 降雨量の多い 代表的な台風 (台風19号)	来襲年月日	平成9年(1997 年)9月15日
		最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東(宮崎地方気象台)
		総降雨量	927.0mm(神門)
		死傷者	12 名
		家屋全半壊流出	13 戸
		床上浸水	2,486 戸

(2)地震動

宮崎県では、平成 23 年の東日本大震災に伴い、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震(M9 クラス)の想定を行っている。

本町でも、県の計画に合わせ、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の町の対策の基礎としている。(国富町地域防災計画:令和7年3月改訂)

<被害想定>

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される内閣府(2012)が設定した強震断層モデル及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース(想定ケース①)と県独自に設定した共振断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース(想定ケース②)を想定しており、これら2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせ最大クラスの地震動を想定している。

本町における最大震度想定は以下のとおりである。

【出典:国富町地域防災計画】

内閣府 陸測ケース	宮崎県 独自ケース	宮崎県(H25.9) 最大値	内閣府(H24.8) 最大値(参考)
震度7	震度7	震度7	震度6強

* 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震(M8クラス)や日向灘地震(M7 クラス)などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体で M9 クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害を想定し公表している。

宮崎県では、この想定を踏まえ、より詳細な予測を行うとともに、各種被害想定を行っている。

予測される震度分布は、以下のとおり。

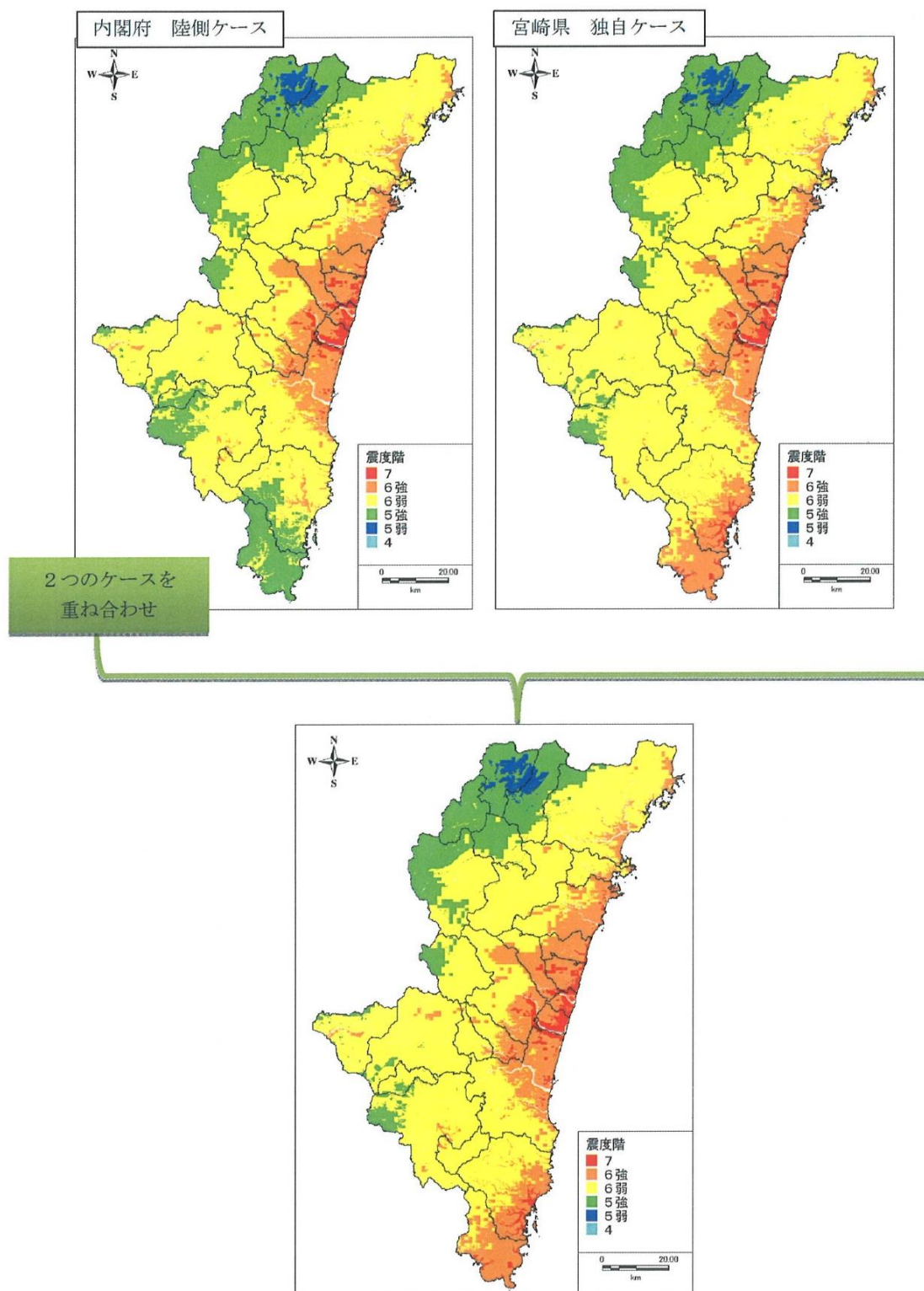


図 地震動想定（震度分布）

①建物被害:全半壊棟数

	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合 計	
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
ケース① 冬 18 時	約 10	約 50	約 970	約 1,800	約 10	約 20	約 20	約 1,000	約 1,800
ケース② 冬 18 時	約 10	約 50	約 940	約 1,800	約 10	約 20	約 30	約 990	約 1,800

②人的被害その 1:死傷者数 冬深夜

	建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀		合 計	
	死者 (人)	家具 (人)	負傷者 (人)	家具 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
ケース ①	約 70	—	約 360	約 40	—	—	—	—	—	—	約 70	約 360
ケース ②	約 60	—	約 350	約 40	—	—	—	—	—	—	約 70	約 360

③人的被害その2:要救助者数(自力脱出困難者数)

	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数	
	(人)	
(ケース① 冬深夜)	約 190	
(ケース① 夏 12 時)	約 100	
(ケース① 冬 18 時)	約 140	
(ケース② 冬深夜)	約 180	
(ケース② 夏 12 時)	約 100	
(ケース② 冬 18 時)	約 140	

④ライフライン被害、その他の被害

(1)ライフライン被害

①上水道

	給水人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
ケース①	約 19,000	約 19,000	99%	約 18,000	94%	約 13,000	67%	約 3,400	17%
ケース②	約 19,000	約 19,000	99%	約 18,000	93%	約 13,000	66%	約 3,300	17%

②下水道

	処理人口 (人)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)	支障人口 (人)	機能支障 率(%)
ケース①	約 8,000	約 7,700	96%	約 5,400	67%	約 540	7%	約 40	1%
ケース②	約 8,000	約 7,700	96%	約 5,300	66%	約 520	6%	約 40	0%

③電力

	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)
ケース①	約 11,000	約 11,000	96%	約 7,100	65%	約 1,800	16%	約 320	3%
ケース②	約 11,000	約 11,000	96%	約 7,100	64%	約 1,800	16%	約 310	3%

④通信 固定電話

	回線数 (回線)	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)
ケース①	約 6,400	約 6,200	96%	約 4,200	65%	約 190	3%	—	0%
ケース②	約 6,400	約 6,200	96%	約 4,100	64%	約 180	3%	—	0%

⑤通信 携帯電話

	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
	停波基地 局率(%)	不通 ランク	停波基地 局率(%)	不通 ランク	停波基地 局率(%)	不通 ランク	停波基地 局率(%)	不通 ランク
ケース①	14%	A	79%	A	30%	—	17%	—
ケース②	14%	A	78%	A	30%	—	17%	—

※「—」:わずか

※携帯電話不通ランク:A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい

(2)その他の被害

①避難者

	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
	避難者			避難者			避難者		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
ケース①	約 3,000	約 1,800	約 1,200	約 5,700	約 2,900	約 2,900	約 5,600	約 1,700	約 3,900
ケース②	約 2,900	約 1,800	約 1,200	約 5,700	約 2,800	約 2,800	約 5,500	約 1,600	約 3,800

②帰宅困難者

	就業者・ 通学者 数(人)	帰宅困 難者 (人)
ケース①	約 8,600	約 1,400
ケース②	約 8,600	約 1,400

③災害廃棄物等

	災害廃棄物(万トン)		
	災害 廃棄物	津波 堆積物	計
ケース①	約 20		約 20
ケース②	約 20		約 20

④要配慮者

	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
	避難者			避難者			避難者		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
ケース①	約 720	約 430	約 290	約 1,400	約 690	約 690	約 1,300	約 400	約 940
ケース②	約 700	約 420	約 280	約 1,400	約 680	約 680	約 1,300	約 390	約 920

⑤避難所の要配慮者

	65 歳 以上の 単身高 齢者 (人)	5 歳未 満の乳 幼児 (人)	身体障 がい者 (人)	知的障 がい者 (人)	精神障 がい者 (人)	要介護 認定者 (要支 援者を 除く) (人)	難病患 者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
ケース①	約 270	約 90	約 170	約 30	約 10	約 130	約 30	約 20	約 20
ケース②	約 260	約 90	約 170	約 30	約 10	約 130	約 30	約 20	約 20

第2章 国富町の地域強靱化に向けた基本目標等

1 地域強靱化の基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため6つの「事前に備えるべき目標」を定めることとする。

(1)基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2)事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限に防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限に防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を次ページのとおりとする。

また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定する。

【個別施策分野】

- ①行政機能・消防・防災教育 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉
- ④物資・エネルギー・情報通信 ⑤産業 ⑥交通・物流 ⑦農林水産
- ⑧国土保全 ⑨環境

起きてはならない最悪の事態		
基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
1.人命の保護が最大限図られること 2.町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3.町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4.迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限に防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 基幹的交通から地域交通網まで陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 地域強靱化を進めるための基本的な方針

本町の強靱化を進める上で、国の「基本計画」に定められている国土強靱化の理念である「事前防災」、「減災」、「迅速な復旧」という3点を効率的に連携させて施策を展開し、平時より大規模自然災害等に対し備えを行い、過去の災害から得られた経験を最大限に活かしながら、以下に掲げる事項を基本的な方針として推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④ 本町の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせながら効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、町、住民及び事業者等が連携し、及び役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時から有効に活用されるよう取り組みを工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 住民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的な利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化を推進する担い手が活躍できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 脆弱性の評価

1 想定されるリスク

町民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、また、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、町計画においては大規模自然災害を想定する。

2 脆弱性評価

27 個の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するため、現在行っている有効な施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。評価にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

3 リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 住宅(町営住宅を含む)の耐震化を進めることが必要。【再掲:5-4】
- 防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要。【再掲:5-4】
- 町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが必要。【再掲:2-3】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲:1-2、1-4、2-1、4-2】
- 大規模災害に備えた災害対策本部の強化や装備資機材の充実が必要。【再掲:1-2】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲:1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2】
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要。
- 倒壊のおそれがある住宅の解体について住民への周知・啓発が必要。【再掲:5-4】
- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。【再掲:1-2】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲:1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
住宅の耐震化率	76.9%(R2)	【再掲】5-4 ※国富町建築物耐震改修促進計画より

項 目	現況	備 考
消防団員数	328人(R6)	【再掲】1-2、1-4、2-1、4-2
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2
防災士出前講座実施回数	1回(R6)	【再掲】1-2
救命講習受講者数	203人(R5)	【再掲】1-2
地区防災計画策定地区数	0地区(R5)	【再掲】1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 防火について住民への周知・啓発が必要。
- 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要。
- 大規模火災等において延焼を防ぎ、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要。
- 大規模災害に備えた災害対策本部の強化や装備資機材の充実が必要。【再掲:1-1】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲:1-1、1-4、2-1、4-2】
- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要。【再掲:1-1】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲:1-1、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲:1-1、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5】
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を啓発することが必要。
- 消防の広域化による消防体制の維持充実を図ることが必要。【再掲:2-1、4-2】
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
火災による死者数	0人(R5)	

項 目	現況	備 考
住宅用火災警報器の設置率	83. 8% (R6)	
住宅用火災警報器の条例適合率	56. 8% (R6)	
消防団員数	328人 (R6)	【再掲】1-1、1-4、2-1、4-2
防災士数	203人 (R5)	【再掲】1-1、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2
防災出前講座実施回数	1回 (R6)	【再掲】1-1
救命講習受講者数	203人 (R5)	【再掲】1-1
自主防災組織カバー率	100% (R6)	【再掲】1-1、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2
地区防災計画策定地区数	0地区 (R5)	【再掲】1-1、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・避難者等の発生

【脆弱性の評価】

○迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。【再掲：1-4、1-5】

○行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲：1-4、1-5、5-1】

○空からのアクセスが可能となるよう、ヘリコプター離着陸場となる地点の環境整備をしておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数	7箇所 (R5)	

1-4 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 国や県と連携して本庄川及び深年川の河川改修や浚渫の実施による災害に強いまちづくりの推進が必要。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要。
- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。【再掲：1-3、1-5】
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。【再掲：1-5】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲：1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2】
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要。【再掲：1-5】
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。【再掲：6-1、6-2、6-4】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲：1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-5】
- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲：1-3、1-5、5-1】
- 河川水位に係る避難勧告等の発令基準の徹底が必要。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。【再掲：1-5】
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要。
- 洪水ハザードマップの周知徹底が必要。
- 土砂災害ハザードマップの周知徹底が必要。【再掲：1-5】
- ため池ハザードマップの周知が重要。【再掲：1-5】
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。【再掲：1-5】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。【再掲：1-1、1-2、2-1、4-2】
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進することが必要。
- 近年の突発的な降雨に対する雨水幹線の整備が必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
本庄川の重要水防区間(B)：要対策箇所	1箇所(R6)	
深年川の重要水防区間(A)：要対策箇所	2箇所(R6)	

項 目	現況	備 考
深年川の重要水防区間(B):要対策箇所	9箇所(R6)	
洪水ハザードマップの策定	策定済(R5)	
土砂災害ハザードマップの作成	作成済(R5)	【再掲】1-5 ※令和元年作成済
ため池ハザードマップの作成率	100%(R6)	※R2 整備済
避難訓練実施回数	0回(R5)	【再掲】1-5
消防団員数	328人(R6)	【再掲】1-1、1-2、2-1、4-2
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-5、 3-1、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-5、 3-1、6-2
平常時の要配慮者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定	未策定(R5)	【再掲】1-5
避難支援関係者に対する要配慮者名簿情報の提供	整備済(R5)	【再掲】1-5
地区防災計画策定地区数	0地区(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-5
排水機場の整備箇所数	3箇所(R6)	
要配慮者の個別計画の策定率	0%(R5)	【再掲】1-5
地域防災計画に記載された要配慮者利用施設数	16施設(R5)	

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊、天然ダムの損壊など)等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

○迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要。【再掲:1-3、1-4】

○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要。【再掲:1-4】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲：1-1、1-2、1-4、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2】
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定が必要。【再掲：1-4】
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲：1-1、1-2、1-4、2-1、2-3、2-5】
- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲：1-3、1-4、5-1】
- 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の徹底が必要。
- 土砂災害ハザードマップの周知徹底が必要。【再掲：1-4】
- ため池ハザードマップの周知が重要。【再掲：1-4】
- 砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要。【再掲1-4】
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要。【再掲：1-4】
- 県と連携して、治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
避難訓練実施回数	0回(R5)	【再掲】1-4
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、2-1、2-3、2-5、3-1、6-2
地区防災計画策定地区数	0地区(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、2-1、2-3、2-5
平常時の要配慮者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定	未策定(R5)	【再掲】1-4
避難支援関係者に対する要配慮者名簿情報の提供	整備済(R5)	【再掲】1-4
要配慮者の個別計画の策定率	0%(R5)	【再掲】1-4
土砂災害ハザードマップの策定	作成済(R5)	【再掲】1-4 ※令和元年作成済

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 消防の広域化による消防体制の維持充実を図ることが必要。【再掲：1-2、4-2】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲：1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、2-5、3-1、6-2】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲：1-1、1-2、1-4、4-2】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲：1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、2-5】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、2-5、3-1、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、2-5、3-1、6-2
消防団員数	328人(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、4-2
地区防災計画策定地区数	0地区(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、2-5

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性の評価】

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、医療施設のBCP(事業継続計画)の策定を推進することが必要。
- 医療施設の耐震化を進めることが必要。
- 医療施設における非常用電源や受水槽の整備が必要。
- 医療施設における非常用電源用の燃料、人工透析用の水の確保が必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
医療施設の耐震化	医科67% 歯科0%(R6)	医科12施設 歯科4施設

項 目	現況	備 考
医療施設における病院BCP(事業継続計画)の策定	医科17% 歯科0%(R6)	医科12施設 歯科4施設

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【脆弱性の評価】

- 町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めることが必要。【再掲:1-1】
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要。
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保することが必要。
- 福祉避難所として協定している社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することが必要。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲:1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-5、3-1、6-2】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲:1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-5】
- 町(避難所を含む)において計画的な備蓄を進めることが必要。【再掲:2-4】
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
福祉避難所の指定数	5ヶ所(R5)	
社会福祉施設BCPを策定している福祉避難所数	5ヶ所(R5)	
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-5、3-1、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-5、3-1、6-2

項 目	現況	備 考
地区防災計画策定地区数	0地区(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-5
町の食料備蓄率	100%(R5)	【再掲】2-4

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。【再掲:2-5】
- 町(避難所を含む)において計画的な備蓄を進めることが必要。【再掲:2-3】
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。【再掲:3-2、6-2】
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。【再掲:5-3】
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
備蓄指針の策定	未策定(R5)	
町の食料備蓄率	100%(R5)	【再掲】2-3
受援計画の策定	未策定(R5)	【再掲】3-2、6-2
上水道の基幹管路耐震適合率	45.1%(R6)	【再掲】5-3
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数	1件(R5)	【再掲】4-3

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。【再掲:2-4】
- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。【再掲:5-2】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲:1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、3-1、6-2】
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要。
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要。【再掲:1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3】
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場となる地点を指定しておくことが必要。
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。【再掲:5-4】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、3-1、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、3-1、6-2
地区防災計画策定地区数	0地区(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3
ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数	7箇所(R5)	
道路啓開に関する協定の締結	1件(R5)	【再掲】5-4

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による災害対応機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種、更には行動計画の策定が必要。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知しておくことが必要。

- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。【再掲:5-3】
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要。
- 上下水道システムの「急所」の耐震化、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な整備が必要。【再掲:5-3】
- 大規模災害が発生しても施設の機能を維持するため、下水道施設ストックマネジメント計画を策定し、計画的に修繕・改築を行うことが必要。【再掲:5-3】
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道BCPを随時最新の情報に更新することが必要。(簡易版は策定済)【再掲:5-3】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
予防接種法に基づく麻疹・風しんの予防接種率	94%(R5)	
「避難所運営マニュアル」の策定	未策定(R5)	
下水道施設の耐震化率	100%(R6)	【再掲】5-3

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲:1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、6-2】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
自主防災組織カバー率	100%(R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、6-2
防災士数	203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、6-2

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 防災拠点となる庁舎の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要。
- 策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要。
- 職員の参集体制や災害対策要員の確保について常に見直しておくことが必要。
- 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。【再掲:5-2】
- 業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ることが必要。
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。【再掲:2-4、6-2】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
災害対策本部設置・運営訓練	0回/年(R5)	
BCPに基づく訓練の実施	0回/年(R5)	
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	1箇所(R5)	
クラウド化した(又は外部のデータセンターに移設した)業務システムの割合	0%(R5)	
受援計画の策定	未策定(R5)	【再掲】2-4、6-2

4-1

サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要。【再掲:5-2】
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。
- 県と連携して県道高鍋高岡線、県道木脇高岡線、県道旭村木脇線、県道法ヶ岳本庄線等の整備改修を進めることが必要。【再掲:5-4】
- 国や県、西日本高速道路(株)と連携して主要となる道路(東九州自動車道の暫定2車線区間、県道宮崎須木線、県道南俣宮崎線、県道高鍋高岡線等)の整備改修を進めることが必要。【再掲:5-4】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況 (R1)	備 考
BCPを策定している企業数	未確認 (R5)	【再掲】5-2
県道の改良率	89. 3% (R6)	【再掲】5-4
町道の改良率	85. 6% (R6)	【再掲】5-4
東九州自動車道の4車線化	0. 0% (R6) ※	【再掲】5-4

※R1.9 月に国土交通省から「日向～都農」及び「高鍋～宮崎西」間が4車線化の優先整備区間として選定され、財政状況を踏まえ、今後10～15年で完成を目指すとされている。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【脆弱性の評価】

- 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要。
- 消防の広域化による消防体制の維持充実を図ることが必要。【再掲：1-2、2-1】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要。【再掲：1-1、1-2、1-4、2-1】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
総合防災訓練の実施	1回/年 (R5)	
消防団員数	328人 (R6)	【再掲】1-1、1-2、1-4、2-1

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要。

○大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要。

○平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
物資提供に係る民間事業者等との協定締結数	1件(R5)	【再掲】2-4
物資輸送に関する訓練の実施回数	1回(R6)	

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

【脆弱性の評価】

○農業水利施設の耐震化を図ることが必要。

○家畜防疫、疫病被害防止、農畜産物等食害などの対策を講じることが必要。

○造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
森林整備面積	15.29ha(R5)	※民有林の再造林(植林)面積

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性の評価】

○防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。【再掲1-3、1-4、1-5】

○防災行政無線の戸別受信機の配布を進めることが必要。

○県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要。

○防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要。

○防災行政無線のデジタル化の推進と効果的な運用に心掛ける必要がある。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
防災行政無線の非常用電源設備の設置	1 箇所 (R5)	※令和元年整備済
戸別受信機配布世帯数	1, 429戸 (R5)	
防災行政無線のデジタル化	整備済 (R5)	※令和元年整備済

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要。【再掲:2-5】
- 使用可能時間が72時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要。【再掲:3-2】
- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要。【再掲:4-1】
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要。
- SS過疎地問題の解決に向けた対策を推進することが必要。【再掲:6-4】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
BCPを策定している企業数	未確認 (R5)	【再掲】4-1
太陽光発電設備導入容量	4, 045kw (R5)	※令和4年度で補助制度が終了したため、その後の確認ができない。
SS過疎地対策計画の策定	未策定 (R5)	【再掲】6-4

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要。【再掲:2-4】

- 応援水道事業体受入マニュアルの見直しを随時行い、受援体制を整備することが必要。
- 水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録を更に推進することが重要。
- 上下水道システムの「急所」の耐震化、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な整備が必要。【再掲:2-6】
- 大規模災害が発生しても施設の機能を維持するため、下水道施設ストックマネジメント計画を策定し、計画的に修繕・改築を行うことが必要。【再掲:2-6】
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道BCPを随時最新の情報に更新することが必要。(簡易版は策定済)【再掲:2-6】
- 単独処理浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要。【再掲:2-6】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
上水道 BCP の策定	未策定 (R6)	
上水道の基幹管路耐震適合率	45. 1 % (R6)	【再掲】2-4
応援水道事業体受入マニュアルの策定	未策定 (R6)	
災害時協力井戸の登録件数	44件 (R5)	
町における災害用携帯トイレ 備蓄枚数	10, 000セット (R5)	
下水道施設の耐震化率	100% (R5)	【再掲】2-6
下水道BCPの策定	策定済 (R6)	
合併処理浄化槽導入率	25. 7 % (R5)	

5-4 基幹的交通から地域交通網まで陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結する

とともに、協定に基づく訓練を行うことが必要。【再掲:2-5】

○県と連携して県道高鍋高岡線、県道木脇高岡線、県道旭村木脇線、県道法ヶ岳本庄線等の整備改修を進めることが必要。【再掲:4-1】

○長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を図ることが必要。

○国や県、西日本高速道路(株)と連携して主要となる道路(東九州自動車道の暫定2車線区間、県道宮崎須木線、県道南俣宮崎線、県道高鍋高岡線等)の整備改修を進めることが必要。【再掲:4-1】

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を求めることが必要。

○住宅(町営住宅を含む)の耐震化を進めることが必要。【再掲:1-1】

○倒壊のおそれがある住宅の解体を進めることが必要。【再掲:1-1】

○防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要。【再掲:1-1】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
住宅の耐震化率	76.9%(R2)	【再掲】1-1 ※国富町建築物耐震改修促進計画より
道路啓開に関する協定の締結	1件(R6)	【再掲】2-5
県道の改良率	89.3%(R6)	【再掲】4-1
町道の改良率	85.6%(R6)	【再掲】4-1
東九州自動車道の4車線化	0.0%(R6)※	【再掲】4-1

※R1.9月に国土交通省から「日向～都農」及び「高鍋～宮崎西」間が4車線化の優先整備区間として選定され、財政状況を踏まえ、今後10～15年で完成を目指すとされている。

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

○被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。【再掲:1-4、6-2、6-4】

【現在の水準を示す指標】

項	目	現況	備 考
事前復興計画の策定		策定なし(R5)	

6-2 復興を担う人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO 企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要。【再掲:1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1】
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けることができるための受援計画の策定が必要。【再掲:2-4、3-2】
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。【再掲:6-5】
- 災害時におけるボランティア等の協力体制を事前に整備しておくことが必要。
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。【再掲:1-4、6-1】

【現在の水準を示す指標】

項	目	現況	備 考
事前復興計画の策定		策定なし(R5)	
自主防災組織カバー率		100%(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1
防災士数		203人(R5)	【再掲】1-1、1-2、1-4、1-5、2-1、2-3、2-5、3-1
受援計画の策定		未策定(R5)	【再掲】2-4、3-2
災害ボランティア登録者数		17人(R6)	※令和6年度から国富町社会福祉協議会で募集
町内NPOの登録団体数		6団体(R5)	※NPO 法人ポータルサイト(内閣府)より
自治会加入率		64.1%(R6)	

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に決めてある仮置き場等の環境整備を維持しておく必要がある。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
災害廃棄物処理訓練の実施	1回/年(R5)	
仮置き場の箇所数	1箇所(R5)	
一般廃棄物処理業者等との協定 締結数	2件(R5)	

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を実施し、土地境界等を明確にしておくことが必要。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要。
- SS過疎地問題の解決に向けた対策を推進することが必要。【再掲:5-2】
- 被災後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定しておくことが必要。【再掲:1-4、6-1、6-2】
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
地籍調査進捗率	75.8%(R6)	

項 目	現況	備 考
SS過疎地対策計画の策定	未策定(R6)	【再掲】5-2

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性の評価】

- 文化財の耐震化を進めることが必要。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要。【再掲:6-2】
- 町内の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要。

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
文化財保護・承継団体数	13団体(R5)	

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要。
- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要。【再掲:4-1、5-2】

【現在の水準を示す指標】

項 目	現況	備 考
BCPを策定している企業数	未確認(R5)	【再掲】4-1、5-2

第4章 地域強靱化に向けた施策分野別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策と方向性について、個別施策分野ごとに推進方針を整理する。

また、重点施策を推進するにあたっては、すべての施策に共通する横断的視点に留意し、効果的かつ戦略的に施策を実行するものとする。

1 個別施策分野

(1) 行政機能・消防・防災教育

①(行政機能)

- 防災拠点となる庁舎の機能充実と、庁舎が被災した場合に備え、代替拠点の確保を図る。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行う。
- 策定したBCPの不断の見直しを行うとともに、BCPに基づく訓練を行う。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、町庁舎周辺居住職員を活用すること。また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討する。
- 災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源設備の充実を図るとともに近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。
- 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図る。
- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援の受入を円滑に行うための受援計画を策定する。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図る。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、年に1回、職員の研修を行う。
- 災害時におけるボランティアやNPOの協力体制を国富町社会福祉協議会と連携し、事前に整備する。
- 大規模災害時に必要となる仮設住宅用地の確保数を維持する。

②(消防)

- 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤強化などのメリットを踏まえ、消防の広域化による体制の充実を進める。
- 地域の消防活動を担う消防団の団員の確保は、年々難しくなっている。地域防災力を維持するために今後の消防団の在り方について検討・対策を講じるとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。
- 住宅用火災警報器の設置を促進するため、町民に対する啓発活動を行う。
- 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、災害対策本部の設備を強化するとともに、装備資機材を充実させる。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。

③(防災教育)

- 全ての町内自治会単位で自主防災組織を組織し、装備資機材の充実を図る。
- 各自主防災組織に少なくとも1名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど、住宅の耐震化について町民への啓発を行う。
- 消防団が実施する救命講習の受講を町民に呼びかけを行う。
- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等について町民への啓発を行う。
- 全ての自主防災組織単位で、住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。
- 防火について住民への周知・啓発を行う。
- 災害に備えて通常時から自助・共助の重要性について町民へ啓発を行う。
- 風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について町民への啓発を行う。
- 地域や学校等で少なくとも年1回は避難訓練を実施する。
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を町民に啓発する。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・町の防災、消防体制の充実・強化 ・広域応援・受援体制の構築 ・町民の防災意識の向上、自主防災組織活性化 ・学校施設整備、避難所等の耐震化 など 【特に重要な事業】 ・広域防災及び広域物資輸送拠点整備事業(大規模災害時に広域応援のための防災拠点を SIC 付近に整備) ・公共施設及び避難所非常用発電設備整備事業 ・避難所及び自主防災組織関連備蓄品の整備 ・総合保健福祉センター建設事業	・社会資本整備総合交付金 ・地方創生拠点整備交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・学校施設環境改善交付金

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標 (R11)
消防団員数	328人 (R6)	339人 (R11)
自主防災組織カバー率	100% (R6)	100% (R11)
防災士数	203人 (R5)	284人 (R11)
出前講座実施回数	1回 (R6)	5回 (R11)
救命講習受講者数	203人 (R5)	284人 (R11)
地区防災計画策定地区数	0地区 (R5)	5地区 (R11)
火災による死者数	0人 (R5)	0人 (R11)
住宅用火災警報器の設置率	90% (R5)	95% (R11)

項 目	現況	目標 (R11)
住宅用火災警報器の条例適合率	88% (R5)	95% (R11)
災害対策本部設置・運営訓練の実施	0回 (R5)	1回 (R11)
BCPに基づく訓練の実施	0回/年 (R5)	1回/年 (R11)
使用可能時間が72時間以上の非常用電源設備の導入	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)
クラウド化した又は外部のデータセンターに移設した業務システムの割合	0% (R5)	50% (R11)
災害ボランティア登録者数	17人 (R6)	50人 (R11)
町内 NPO の登録団体数	6団体 (R5)	10団体 (R11)
仮設住宅等用地の確保及び維持	849戸分 (R5)	849戸分 (R11)

(2) 住宅・都市

①(耐震化等)

- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について町民への啓発を行う。
- 倒壊のおそれがある住宅の解体について町民への啓発を行う。
- 町営住宅や防災上必要な施設における耐震化を進める。
- 指定避難所として位置づけている町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。
- 指定避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。
- 老朽水道管の更新を進める。
- 上下水道耐震化計画に基づく上下水道耐震化を進める。
- 下水道ストックマネジメント計画策定し、計画的な修繕改築を進める。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を促す。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

②(用地関係)

- 指定緊急避難場所の指定を進め、大規模火災等において延焼を防ぎ、一時避難場所等となる防災空間を確保する。
- 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。
- 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。
- 災害後に円滑な復旧・復興ができるよう地籍調査を推進し、土地境界等を明確化することが必要。

③(文化財)

- 指定文化財の維持・伝承に努める。

○町の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブ化を進める。

④（その他）

○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定する。

○大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業体受入マニュアル」を策定する。

○水道施設が被災し、水道水を供給することができない場合に備え、災害時協力井戸の登録者を継続して推進していく。

○大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道BCPを随時最新の情報に更新することが必要。（簡易版は策定済）

○災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進める。

○大規模災害発生後、迅速かつ的確に復興ができるよう、事前復興計画を策定する。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・住宅・建築物等の耐震化及び火災予防対策 ・上下水道等のインフラ施設の耐震化推進 ・応急仮設住宅供給体制の充実 など 【特に重要な事業】 ・公営住宅等整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公営住宅等長寿命化事業 ・木造住宅耐震事業(改修) ・空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金 空き家対策総合支援事業補助金

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標 (R11)
住宅の耐震化率	76. 9% (R2)	90% (R11)
上水道の基幹管路耐震適合率	45. 1% (R6)	55% (R11)
応援水道事業体受入マニュアルの策定	未策定 (R5)	策定済 (R11)
災害時協力井戸の登録件数	44件 (R5)	60件 (R11)
下水道施設の耐震化率	100% (R5)	100% (R11)
下水道BCPの策定	策定済 (R5)	策定済 (R11)
自治会加入率	64. 1% (R6)	70% (R11)
地籍調査進捗率	75. 8% (R6)	85. 0% (R11)

(3) 保健医療・福祉

①(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄する。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておく。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておく。
- 単独処理浄化槽から災害に強く地域の水環境の保全に寄与する合併処理浄化槽への転換を促進する。

②(医療)

- 町内の医療機関の施設耐震化への協力を促す。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、町内医療機関のBCP策定を促す。
- 町内医療機関における非常用電源や受水槽の整備を促す。
- 町内医療機関における非常用電源用の燃料、人工透析用の水の確保を促す。

③(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所を確保する。
- 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCPを策定することを促進する。
- 平常時の要配慮者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例を制定する。
- 要配慮者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進める。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・社会福祉施設及び医療施設の耐震化 ・災害時の医療体制整備 ・要配慮者対策の推進 ・災害ボランティアの体制強化 など 【特に重要な事業】 ・国富町子どもセンター改築事業 ・保育所等老朽化施設整備事業	社会福祉施設等施設整備費補助金 次世代育成支援対策施設整備交付金 保育所等整備交付金

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
町における災害用携帯トイレ備蓄枚数	10,000セット(R5)	11,000セット(R11)
合併処理浄化槽導入率	25.7%(R5)	30.0%(R11)
福祉避難所指定数	5件(R5)	5件(R11)
社会福祉施設BCPを策定している福祉避難所数	5件(R5)	5件(R11)
予防接種法に基づく麻疹・風しん等の予防接種率	94%(R5)	98%(R11)
「避難所運営マニュアル」の策定	未策定(R5)	策定済(R11)
平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、本人の同意を要しないとする条例の制定	未制定(R5)	制定済(R11)
避難支援関係者への要配慮者名簿等の提供	整備済(R5)	整備済(R11)
要配慮者の個別避難計画の策定率	0%(R5)	50%(R11)

(4) 物資・エネルギー・情報通信

①(物資)

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。
- 町(避難所を含む)において計画的な備蓄を進める。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進める。

②(エネルギー)

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進する。
- SS過疎地問題の解決に向けた対策を推進する。

③(情報通信)

- 行政防災無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話等の災害用通信設備を整備する。
- 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。
- 防災行政無線の戸別受信機の配布を進める。
- 「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。
- 防災行政無線のデジタル化の推進を図る。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・自立・分散型エネルギーの導入促進 ・災害時の燃料調達、供給体制の整備 ・情報インフラの整備、避難施設における通信整備など 【特に重要な事業】 ・高度無線環境整備推進事業	無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
備蓄指針の策定	未策定(R5)	策定済(R11)
町の食料備蓄率	100%(R5)	100%(R11)
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数	1件(R5)	2件(R11)
SS過疎地対策計画の策定	未策定(R5)	策定済(R11)
防災行政無線の非常用電源	1箇所(R5)	1箇所(R11)
戸別受信機配布世帯数	1,429戸(R5)	1,500戸(R11)
防災行政無線のデジタル化	整備済(R5)	整備済(R11)

(5) 産業

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進する。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図る。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・BCP策定をはじめとした企業防災の促進 ・被災中小企業、労働者への金融支援 ・旅行者等の防災対策 など	

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
BCPを策定している企業数	未確認(R5)	18社(R11)
文化財保護・承継団体数	13団体(R5)	13団体(R11)

(6) 交通・物流

①(交通)

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。

②(物流)

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れ体制を構築する。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておく。
- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化する。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておく。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・緊急輸送等のための交通インフラ確保 ・広域防災拠点・広域物資輸送拠点整備【再掲】 ・東九州自動車道の4車線化 など 【特に重要な事業】 ・広域防災及び広域物資輸送拠点整備事業(大規模災害時に広域応援のための防災拠点を国富スマートIC 付近に整備)【再掲】	社会資本整備総合交付金【再掲】

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
受援計画の策定	未策定(R5)	策定済(R11)
ヘリコプター臨時離着陸場の指定数	7箇所(R5)	7箇所(R11)
物資輸送に関する訓練の実施回数	1回/年(R6)	1回/年(R11)
東九州自動車道(有料区間)の4車線化	0.0%(R6)	未定※

※R1.9 月に国土交通省から「日向～都農」及び「高鍋～宮崎西」間が4車線化の優先整備区間として選定され、財政状況を踏まえ、今後10～15年で完成を目指すとされている。

(7) 農林水産

- 農業水利施設の耐震化を図る。
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の持つ多面的機能の維持・向上を図る。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・農地農業施設の保全	農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金
・農業用ため池等の防災対策	
・森林整備 など	森林環境譲与税
・農業用施設等整備事業	畜産競争力強化整備事業(畜産クラスター事業)費補助金
・高機能農機具整備事業	
【特に重要な事業】	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
・森林整備事業(循環型林業整備促進事業費補助金)	森林整備事業費補助金

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
道路啓開に関する協定の締結	1件(R6)	1件(R11)

(8) 国土保全

①(ハード対策)

- 国と連携して本庄川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要。
- 国や県と連携して深年川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕により、堤防からの越水を防ぐ。
- それぞれの河川の堤防決壊等による甚大な被害を防止するため、堤防の整備や質的強化、河道掘削工事が必要。
- それぞれの河川の洪水による災害の防止又は被害を最小限に抑えるため、堤防等の河川管理施設や河道の堆積土砂等に対し適切な管理が必要。
- 県と連携して、砂防ダム等による土砂災害対策を行う。
- 県と連携して、治山施設の整備による山地災害対策を行う。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県と連携して主要幹線道路の改修を進める。
- 長寿命化計画に基づき橋梁やトンネルの改修を進める。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する。

②(ソフト対策)

- 避難勧告等の発令基準を策定する。
- 洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ・ため池ハザードマップの策定及び周知を行う。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促す。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・河川堤防施設等の地震対策 ・土砂災害危険箇所対策 ・山地災害の復旧や土砂流出の防止 ・社会インフラ施設の長寿命化 ・防災意識社会の構築など ・洪水・土砂災害ハザードマップの整備 ・流域治水の推進 ・地籍調査の推進 ・東九州自動車道の4車線化 ・建設業の担い手育成 など 【特に重要な事業】 ・道路新設改良事業(県道、町道) ・大淀川直轄河川改修事業 ・深年川河川改修事業 ・橋梁長寿命化対策事業	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全社会資本整備交付金 農村地域防災減災事業費補助金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 農地耕作条件改善事業費補助金 地籍調査費補助金(地籍調査費負担金)

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
本庄川の重要水防区間(B):要対策箇所	1箇所(R6)	1箇所(R11)
深年川の重要水防区間(A):要対策箇所	2箇所(R6)	1箇所(R11)
深年川の重要水防区間(B):要対策箇所	9箇所(R6)	8箇所(R11)
避難訓練実施回数	0回/年(R5)	1回/年(R11)
洪水ハザードマップの策定	策定済(R5)	策定済(R11)
土砂災害ハザードマップの策定	策定済(R5)	策定済(R11)
ため池ハザードマップの作成率	100%(R5)	100%(R11)
町道の改良率	85.6%(R6)	88.3%(R11)
地域防災計画に記載された要配慮者利用施設数	16施設(R5)	16施設(R11)
排水機場の整備箇所数	3箇所(R5)	3箇所(R11)
東九州自動車道の4車線化	0.0%(R6)	未定※

※R1.9 月に国土交通省から「日向～都農」及び「高鍋～宮崎西」間が4車線化の優先整備区間として選定され、財政状況を踏まえ、今後10～15年で完成を目指すとされている。

路 線 名 等	延長	実施主体
高鍋高岡線 嵐田工区	0.85km	宮崎県
木脇高岡線 太田原工区	1.26km	宮崎県

路 線 名 等	延長	実施主体
旭村木脇線 三名2工区	0. 24km	宮崎県
法ヶ岳本庄線 十日町工区	0. 4km	宮崎県

(9) 環境

- 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼす恐れがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施する。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておく。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進める。

主な取り組み事業	国の交付金・補助金名
・災害廃棄物処理対策 ・浄化槽の強靱化対策 ・有害物質拡散・流出の防止対策 など 【特に重要な事業】 ・災害等廃棄物処理事業 ・森林整備事業【再掲】	災害等廃棄物処理事業費補助金 循環型社会形成推進交付金 森林整備事業費補助金【再掲】 森林環境譲与税【再掲】

※なお、詳細な取り組み事業については、別途「国富町国土強靱化地域計画に位置付ける事業一覧」に記載。

【指標】

項 目	現況	目標(R11)
災害廃棄物処理訓練の実施	1回/年(R5)	2回/年(R11)
仮置き場の箇所数	1箇所(R5)	3箇所(R11)
総合防災訓練の実施	1回/年(R6)	1回/年(R11)
一般廃棄物処理業者等との協定締結数	2件(R5)	2件(R11)
森林整備面積	15. 29ha(R5)	30. 0ha(R11)

2 横断的分野

重点施策を推進するにあたっては、すべての施策に共通する下記のような横断的視点に留意し、効果的かつ戦略的に施策を実行するものとする。

(1) リスクコミュニケーション

- ・地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備
- ・人材育成、住民同士の助け合い
- ・連携による災害対応能力の向上 など

(2) 老朽化対策

- ・国富町公共施設等個別施設計画に基づく総合的・計画的な施設管理
- ・建物系施設、インフラ施設の点検・診断・修繕の的確な実施 など

(3) 産学官民・広域連携

- ・企業、NPO、ボランティア等の積極的な活用
- ・県、県内自治体等との広域連携体制構築など

(4) 地域活性化

- ・本町の特性や強みを生かした産業の創出
- ・地域での生活機能の維持・充実
- ・地域防災の中核となる人材の育成・確保 など

第5章 地域計画の推進と不断の見直し

1 町の他の計画等の必要な見直し

町計画は、地域の強靱化の観点から、町計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、町計画との整合性を図るものとする。

2 計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、町計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものであるため、町計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとする。

3 地域計画の不断の見直し

町計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、国富町総合計画等を基に2029年(令和11年度(5年後))を目標年次とするが、必要に応じて見直しを図る。